

環境影響予測評価書案の変更内容

審査書の内容	審査書に基づく予測評価書案の内容変更又は変更しない場合はその理由
1 総括事項 対象事業は、三浦半島の中央部に連なる自然豊かな丘陵地に位置する鉄塔の建替えを行うものであるが、工事車両だけでは資機材を運搬することが難しいため、ヘリコプターやモノレールを使用することから、工事に際し、ヘリコプターの騒音・低周波音、ハイキングコースを横断するモノレール橋の安全面など、関係住民等に影響を及ぼすおそれがある。 こうした立地特性や事業特性を踏まえ、計画を具体化するに当たっては、必要に応じて近隣小学校等関係者等と十分協議を行う必要があり、協議の内容については、適宜、関係住民等に丁寧に説明すること。 また、事業による影響を可能な限り低減する観点に留意した上で、予測評価書の作成に当たっては、次の個別事項に示すとおり、調査等の内容を適切に、かつ明確に記載すること。	1 総括事項 本件の事業実施に当たっては、懸念事項であるヘリコプターの騒音・低周波音、ハイキングコース利用者の安全等に対し、適切な環境保全対策を実施するとともに、必要に応じて近隣各学校（上山口小学校・長柄小学校・葉山中学校）やその他関係者との協議を行い、その内容について適宜、関係住民等へ情報提供及び説明を行った上で、学校関係者、関係住民等及びハイキングコース利用者への影響の低減に十分配慮して実施します。 また、環境保全対策、調査等及び事後調査の内容については、次の個別事項に示すとおりです。 （p. 4-2-26、p. 5-2-309～5-2-311、p. 5-2-316～5-2-318、p. 5-2-419 参照）

環境影響予測評価書案の変更内容

審査書の内容	審査書に基づく予測評価書案の内容変更又は変更しない場合はその理由
2 個別事項 (1) 騒音・低周波音 ヘリコプターの飛行回数や飛行時間帯、飛行期間、運航調整の考え方などの運航条件、試験飛行の実施時期や測定地点、屋外・室内の確認内容などの実施条件、事後調査の実施条件を明示した上で、適切に整理し、予測評価書に記載すること。 また、ヘリコプターの低周波音の予測及び抑制には不確実性があることから、関係住民等との事前の情報共有・確認の方法並びに想定外の影響が確認された場合の対応方針について、予測評価書に記載すること。	2 個別事項 (1) 騒音・低周波音 ヘリコプターの運航条件として、飛行回数（1日最大 40 回）、飛行時間帯（10 時～16 時）、飛行時間（最大 4 時間）及び飛行間隔の調整について記載するとともに、複数案で運航調整を行った上で試験飛行の結果及び近隣各学校との協議を踏まえて最終的に決定することを明記しました。また、試験飛行の実施時期、測定地点（近隣各学校の屋外・室内及び仮設ヘリポート）及び騒音・低周波音の測定内容について記載するとともに、運航時の影響を予測及び試験飛行の結果と比較して検証するため、同様の条件で事後調査を実施します。 また、ヘリコプターの低周波音については、運航前に試験飛行を実施し、低周波音の影響を確認します。試験飛行の結果及び各学校の関係者との協議を踏まえ、運航条件を最終決定します。また、運航内容が確定した段階で、自治会への説明会又は回覧板等により関係住民への周知を行います。 さらに、事後調査により運航時の影響を確認し、想定外の影響が確認された場合には、原因を把握するとともに、必要に応じて運航条件の見直しや追加的な環境保全措置を検討することにより、実施区域周辺の環境への影響の低減を図ります。 （p. 4-2-26、p. 5-2-309～5-2-311、p. 5-2-316～5-2-318、p. 5-4-2～5-4-3 参照）
(2) 廃棄物・発生土 ア 工事に伴い発生する建設副産物は、金属くずなど有価物として売却し、廃棄物に該当しないとするものであっても、性状や市況によっては廃棄物になり得るものであるため、建設副産物の情報を全て示し、その上で、廃棄物となるものの量及び再資源化率について、予測評価に記載すること。	(2) 廃棄物・発生土 ア 既設鉄塔の撤去並びに仮設ヘリポートの整備・撤去に伴い発生する全ての建設副産物としてコンクリートガラ、陶磁器くず、木材（木くず）、鋼材について、その発生量、再資源化量及び再資源化率を示しました。 （p. 4-3-1～4-3-2、p. 5-2-329～5-2-332参照）
イ 陶磁器くずについては、全量を有価物として売却するため廃棄物の扱いにはならないとしていたが、再使用可能なものは再使用し、再使用不可能なものは廃棄物として再資源化すると説明したことから、その内容を整理した上で、予測評価書に記載すること。	イ 陶磁器くず（がいし）については、当社資材センターにて再利用の可否の判定を行い、再利用可能なものは他の工事等で再利用し、再利用できないものは、破碎処理により路盤材等として再資源化することで有効利用を図ります。 （p. 4-3-1～4-3-2、p. 5-2-329～5-2-332 参照）

環境影響予測評価書案の変更内容

審査書の内容	審査書に基づく予測評価書案の内容変更又は変更しない場合はその理由
ウ 現地置きすることとしている伐採木等については、廃棄物に該当するか否かにかかわらず、その量を示し、可能な限り再資源化に努めた上で、現地置きする場合には防災や環境保護の観点から問題はないとする根拠を予測評価書に記載すること。	ウ 伐採木については、発生する予定量を示すとともに、地形条件、搬出経路の確保状況等を踏まえ、搬出可能なものについては、可能な限り再資源化に努めることとしました。山間地で搬出が容易ではない伐採木については、高さ50cm程度で整理した場合の占有面積を確認しており、高積みすることなく現地置きが可能で す。また、現地置きする伐採木は谷部や排水施設周辺への集積を避け、玉切りした上で安定した状態で整理するなど適切に管理するとともに、陸産貝類等の生息環境の創出・維持に資することも期待されることから、防災上及び環境保全上の支障は生じないものと考えます。 (p. 4-2-4、4-3-1～4-3-2、5-2-329～5-2-332 参照)
エ 掘削土量や埋め戻しに必要な土量の記載がないことから、その内容及び表現を整理した上で、発生土量（搬出量）の算出について、予測評価書に記載すること。	エ 掘削土量や埋め戻しに必要な土量については、鉄塔基礎の掘削土量から埋め戻しに使用する土量を差し引いた量を発生土量（搬出量）として整理するとともに、埋め戻し必要土量については締固めを考慮した土量として算出内容が分かるよう表を整理しました。 (p. 4-3-3～4-3-4、p. 5-2-333～5-2-334 参照)
(3) 景観 主要な眺望点からの景観の変化において、判断根拠としている垂直視野角及び鉄塔の見え方について、予測評価書に記載すること。	(3) 景観 「景観ガイドライン（案）」（1981 UHV 送電特別委員会環境部会立地分科会）に示される垂直視野角と鉄塔の見え方との関係を踏まえ、景観への影響の判断根拠を示しました。 なお、60m以上の鉄塔（No. 25 及び No. 33）は航空法上、航空障害標識（赤白塗色）の設置対象となるが、鉄塔周囲 2km 以内に鉄塔頂部より高い山が存在することから、航空局との協議により航空障害標識（赤白塗色）の設置が不要となった。このため、当該内容を反映しフォトモンタージュを修正した。 (p. 4-2-3、p. 5-2-406、p. 5-2-410、p. 5-2-413～5-2-414 参照)

環境影響予測評価書案の変更内容

審査書の内容	審査書に基づく予測評価書案の内容変更又は変更しない場合はその理由
(4) レクリエーション資源 計画されているモノレールルートに関しては、ハイキングコースなどの通行路の上空にモノレール橋を設けて横断するものがあるため、通行者への周知の方法、安全面の配慮などの対策について、予測評価書に記載すること。	(4) レクリエーション資源 大楠山ハイキングコースを横断する箇所に設置するモノレール橋については、歩行者確認時は横断箇所手前で停止し、歩行者通過後に運搬再開することとし、運搬頻度が多い場合は誘導員を配置して歩行者の誘導を行います。また、注意喚起のため、モノレール横断箇所の前後のほか、ハイキングコース入口等への看板設置を行います。 なお二子山山系山道については、一般的なハイキングコースとして広く利用されているものではないが、主に登山を目的とした利用が稀に見られることから、当初は一部区間を通行止めとし、既存の通路を利用した迂回を検討していました。予測評価書案提出後、地元の「二子山山系自然保護協議会」と協議した結果、モノレールの山道横断区間及び鉄塔工事用地と重複する箇所において、利用者の安全確保のためモノレール橋及び迂回路を設置するとともに、看板設置等の必要な安全対策を実施することとしました。 (p. 4-2-4、p. 5-2-419 参照)